

策定年月	平成 18 年 8 月
変更年月	平成 21 年 7 月
変更年月	平成 22 年 6 月
変更年月	平成 26 年 9 月
変更年月	令和 3 年 10 月
変更年月	令和 5 年 9 月
変更年月	令和 7 年 9 月
<u>変更年月</u>	<u>令和 8 年 月</u>

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

(変更案)

令和 8 年 月

新潟市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	… 2
1	農業構造の現状	… 2
2	目標とする農業構造	… 2
3	農業経営の発展を支援するための具体策	… 2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	… 4
第 2	営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	… 5
1	農業経営の指標	… 5
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	… 15
第 2 の 2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	… 15
第 3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	… 15
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	… 15
2	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項	… 16
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	… 16
第 4	農用地の利用の集積等に関する事項	… 17
1	農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	… 17
2	農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	… 18
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	… 19
1	地域計画推進事業に関する事項	… 19
2	農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	… 19
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進等に関する事項	… 21
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	… 22

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業構造の現状

本市は、新潟県の中央に広がる新潟平野に位置し、農地の多くが低平地に広がっている。農業生産では米を中心に、野菜や果物、花き花木、畜産等、多種多様な農産物が生産されている。

本市の農業構造は、平成27年から令和2年までの5年間で農家戸数は1,578戸減少した（表1）。また、個人経営体の基幹的農業就業者のうち65才以上の高齢者の割合は67.8%と、5年前に比べ8.5ポイント増加しており、高齢化が進んでいる（表2）。

特に、砂丘地において一部遊休化した農地が存在することから、これらを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

（表1）

	平成27年	令和2年	増減
市内世帯数（①）	321,511	331,272	9,761
農家戸数（②）	11,253	9,675	▲1,578
農家率（②/①）	3.5%	2.9%	▲0.6pt

（表2）

	平成27年	令和2年	増減
個人経営体の基幹的就業者（③）	13,170	10,379	▲2,791
上記のうち、65歳以上の者（④）	7,814	7,042	▲772
65歳以上の者の割合（④/③）	59.3%	67.8%	8.5pt

2 目標とする農業構造

このような本市の農業構造を踏まえ、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の指標を、農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり原則1,800時間～2,000時間程度）の水準を実現できる効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3 農業経営の発展を支援するための具体策

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力のある農業経営者を支援するために、農業再生協議会（表3）を設置し、関係機関（表4）と連携し以下の施策を総合的に実施する。

（1）農業を担う者の確保及び育成

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農地中間管理事業の活用による認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）への集積・集約化のほか、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、制度の積極的活用を図るものとする。

その際、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要なものであると同時に、農地所有適格法人等への経営発展母体としても期待される。そのため、オペレーターの育成、受委託の促進等により、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、望ましい経営体を目指す農業者や、その集団及び周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業将来方向について選択判断を行うこと等により、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

（２）農用地の効率的かつ総合的な利用

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員等による掘り起こし活動を強化し、地域計画に位置付けられた担い手への農地集積を促進するとともに、農作業受委託を促進する。

その際、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図る等、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

特に、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画による地域での話し合いと合意形成を促進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう地域の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成、及び農用地の利用集積の方向性を具体的に示すこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、理解と協力を求めていくこととする。

（表 3）農業再生協議会

新潟市北区農業再生協議会	新潟市亀田郷農業再生協議会	新潟市秋葉区農業再生協議会
新潟市南区農業再生協議会	新潟市西区農業再生協議会	西蒲区農業再生協議会

（表 4）関係機関

分類	名称
農業協同組合	新潟市農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合
土地改良区	新潟北土地改良区、阿賀野川土地改良区、豊浦郷土地改良区、亀田郷土地改良区、新津郷土地改良区、早出川土地改良区、白根郷土地改良区、西蒲原土地改良区、角田山ろく土地改良区
農業委員会	新潟市農業委員会

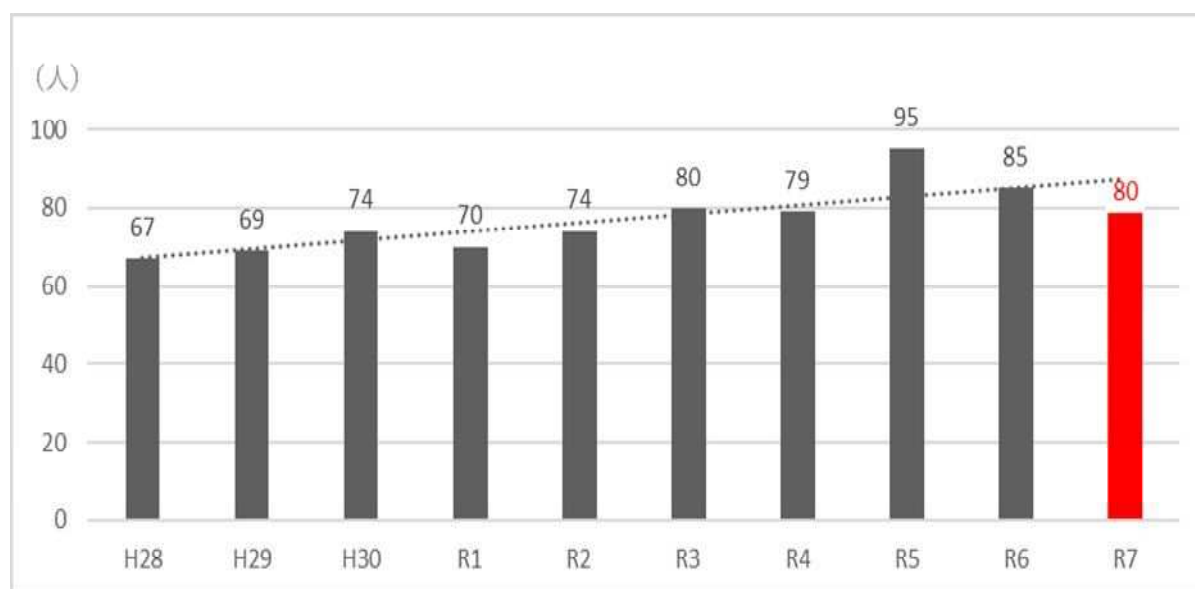
農業共済組合	新潟県農業共済組合
農業普及指導センター	新潟農業普及指導センター、巻農業普及指導センター
その他	公益社団法人新潟市南区農業振興公社

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和7年度の新規就農者は80人であり、過去10年間、増加傾向となっている（図1）。本市農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（図1）



(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保を図っていくものとする。

ア 確保すべき人数の目標

新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、本市においては年間85人の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の2に示す効率的かつ安定的な農業経営の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得400万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者又は農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいと、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農業委員会による農地の紹介や農地中間管理機構による農地の貸借を行い、農業普及指導センターや農業協同組合による技術・経営面の重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標の達成に向けた効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

1 農業経営の指標

〔個別経営体〕

区分	営農類型	経営規模		生産方式
個別 経営 営 体	1 土地利用型① (水稲+大豆委託) [従事者 2人]	＜作付面積＞		＜資本装備＞
		主食用米	17.5ha	作業場兼格納庫(120坪) 1棟
		加工用米	5.5ha	パイプハウス(230坪) 1棟
		大豆委託	2.0ha	トラクター(60ps) 1台
	＜経営概要＞			トラクター(30ps) 1台
	・大豆は土地を提供し、	＜経営面積＞	25.0ha	乗用田植機(8条) 1台
	小作料を受け取る	自作地	3.0ha	コンバイン(5条) 1台
	・機械・施設は、コスト	借地	22.0ha	フォークリフト(1.5トン) 1台
	低減のため耐用年数を			トラック(1トン) 1台
	4割程度延長	＜水稲品種構成＞		軽トラック 2台
		コシヒカリ	10.5ha	乾燥機(45石) 3台
		その他品種	12.5ha	精米機(180kg/hr) 1台
				色彩選別機(200kg/hr) 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営	2 露地野菜単一型 [従事者 2人] ＜経営概要＞ ・自作地で栽培 ・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜作付面積＞ ねぎ 0.6ha かぶ 0.3ha すいか（ハウス） 0.3ha すいか（改良整枝） 1.0ha ＜経営面積＞ 自作地 2.2ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（40坪）1棟 パイプハウス（90坪）10棟 パイプハウス（45坪）1棟 かん水施設 1基 堆肥盤（11坪）1基 トラクター（45ps）1台 運搬車 1台 トラック（1トン）1台 ライムソワー 1台（3戸共有） 深堀ロータリー 1台（5戸共有） かぶ洗浄機（補助事業活用）1台 ねぎ根葉切機（補助事業活用）1台 ねぎ堀取機（補助事業活用）1台
	3 露地野菜複合型① （水稻＋露地野菜） [従事者 2人] ＜経営概要＞ ・加工用米・輸出用米を取り入れた体系 ・露地野菜は、自作地・借入地の畑地で ・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜作付面積＞ 主食用米 10.5ha 加工用米 4.5ha すいか 1.5ha 加工用大根 1.5ha ＜経営面積＞ 自作地 2.5ha 借地 15.5ha ＜水稻品種構成＞ コシヒカリ 6.5ha その他品種 8.5ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（40坪）1棟 パイプハウス（92坪）1棟 パイプハウス（90坪）10棟 かん水施設（1ha）1基 トラクター（45ps）1台 乗用田植機（8条）1台 コンバイン（4条）1台 フォークリフト（1.5トン）1台 乾燥機（40石）2台 トラック（1トン）1台 精米機（180kg/hr）1台 色彩選別機（200kg/hr）1台

区分	営農類型	経営規模		生産方式
個別経営体	4 露地野菜複合型② (水稲＋露地野菜) [従事者 2人] ＜経営概要＞ ・加工用米・輸出用米を取り入れた体系 ・露地野菜は自作地の栽培 ・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜作付面積＞ 主食用米 11.5ha 加工用米 3.5ha えだまめ 1.2ha ブロッコリー 0.8ha ＜経営面積＞ 自作地 1.8ha 借地 14.4ha ＜水稲品種構成＞ コシヒカリ 7.0ha その他品種 8.0ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（40 坪） 1 棟 パイプハウス（92 坪） 1 棟 堆肥盤（11 坪） 1 基 トラクター（45ps） 1 台 乗用田植機（8 条） 1 台 コンバイン（4 条） 1 台 フォークリフト（1.5 トン） 1 台 乾燥機（45 石） 2 台 トラック（1 トン） 1 台 軽トラック 1 台 精米機（180kg/hr） 1 台 色彩選別機（200kg/hr） 1 台 半自動定植機 1 台 ハーベスター 1 台	
	5 施設野菜複合型① (水稲＋施設野菜) [従事者 2人] ＜経営概要＞ ・加工用米・輸出用米を取り入れた体系 ・施設園芸は、トマト・きゅうりの半促成・抑制栽培 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜作付面積＞ 主食用米 11.5ha 加工用米 5.0ha トマト 0.4ha きゅうり 0.4ha ＜経営面積＞ 自作地 1.9ha 借地 15.0ha ＜水稲品種構成＞ コシヒカリ 6.6ha その他品種 9.9ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（50 坪） 1 棟 パイプハウス（57 坪） 2 棟 鉄骨ハウス（300 坪） 4 棟 トラクター（45ps） 1 台 乗用田植機（8 条） 1 台 コンバイン（4 条） 1 台 フォークリフト（1.5 トン） 1 台 乾燥機（45 石） 2 台 トラック（1 トン） 1 台 精米機（180kg/hr） 1 台 色彩選別機（200kg/hr） 1 台	

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	6 施設野菜複合型② (水稲＋施設野菜) [従事者 2人] ＜経営概要＞ ・加工用米は多収性品種を導入 ・施設野菜は、越後姫の高設栽培。自家直売所も運営 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜作付面積＞ 主食用米 5.0ha 加工用米 2.0ha 越後姫 0.4ha ＜経営面積＞ 自作地 1.0ha 借地 6.4ha いちご直売所 1か所 ＜水稲品種構成＞ コシヒカリ 3.0ha その他品種 4.0ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫 (35 坪) 1 棟 パイプハウス (44 坪) 1 棟 高設パイプハウス (100 坪) 12 棟 冷蔵庫 (2 坪) 1 台 直売店舗 1 棟 トラクター (30ps) 1 台 乗用田植機 (6 条) 1 台 コンバイン (3 条) 1 台 フォークリフト (1.5 トン) 1 台 乾燥機 (45 石) 1 台 トラック (1 トン) 1 台 精米機 (180kg/hr) 1 台 色彩選別機 (200kg/hr) 1 台 高設装置 12 基
	7 果樹単一型① [従事者 2人] ＜経営概要＞ ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜作付面積＞ 日本なし 0.8ha 西洋なし 0.3ha ＜経営面積＞ 自作地 0.7ha 借地 0.4ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫 (35 坪) 1 棟 果樹棚 1 台 かん水施設 1 基 堆肥盤 (22 坪) 1 基 防風施設 1 基 トラクター (30ps) 1 台 軽トラック 1 台 チップパー 1 台 ミニバックホー 1 台 スピードスプレイヤー 1 台 マニユアスプレッダー 1 台 ロータリーモア 1 台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営	8 花き単一型 [従事者 2人] ＜経営概要＞ ・自作地で栽培 ・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜作付面積＞ チューリップ（切り花） 0.1ha ユリ（切り花） 0.6ha ＜経営面積＞ 自作地 0.7ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（35坪）1棟 鉄骨ハウス（300坪）1棟 パイプハウス（100坪）3棟 雨よけハウス（75坪）20棟 かん水施設 1基 冷蔵庫（20坪）1台 トラクター（30ps）1台 軽トラック 1台 選花機 1台 暖房機 2台
	9 花き複合型 [従事者 2人] ＜経営概要＞ ・水稻と花きの複合経営 ・加工用米・輸出用米を取り入れた体系 ・花きは、チューリップ切り花及びユリ切り花を栽培 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜作付面積＞ 主食用米 11.5ha 加工用米 5.0ha チューリップ（切り花） 0.2ha ユリ（切り花） 0.1ha ＜経営面積＞ 自作地 1.9ha 借地 15.0ha ＜水稻品種構成＞ コシヒカリ 6.6ha その他品種 9.9ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（50坪）1棟 パイプハウス（57坪）2棟 パイプハウス（100坪）6棟 かん水施設 1基 冷蔵庫（20坪）1台 トラクター（45ps）1台 乗用田植機（8条）1台 コンバイン（4条）1台 フォークリフト（1.5トン）1台 乾燥機（45石）2台 トラック（1トン）1台 軽トラック 1台 精米機（180kg/hr）1台 色彩選別機（200kg/hr）1台 温風暖房機 6台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	10 酪農単一型 [従事者 2人] <経営概要> ・年間平均乳量は9,000kg/頭 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	<作付面積> 乳用牛 60頭	<資本装備> 成牛舎(210坪) 1棟 育成牛舎(28坪) 1棟 尿溜(37坪) 1基 堆肥舎(1/2リース)(210坪) 1棟 収納庫(26坪) 1棟 バークリーナー 1基 ミルカ(クラスター1/2リース) 1基 バルククーラー(クラスター1/2リース) 1基 自動給餌機 1台 トラクター(54ps) 1台(2戸共有) ショベルローダー(800kg) 1台(2戸共有) ダンプ(2トン) 1台 細霧システム 16.2基
	11 肉用牛複合型 (水稻+肉用牛) [従事者 2人] <経営概要> ・コシヒカリの作付割合は4割、加工用米は多収性品種を導入 ・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長	<作付面積> 主食用米 5.0ha 加工用米 2.0ha 肉用牛 100頭 <経営面積> 自作地 1.5ha 借地 5.5ha <水稻品種構成> コシヒカリ 3.0ha その他品種 4.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫(35坪) 1棟 パイプハウス(44坪) 1棟 牛舎(184坪) 1棟 堆肥舎(47坪) 1棟 トラクター(30ps) 1台 乗用田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 フォークリフト(1.5トン) 1台 乾燥機(45石) 1台 トラック(1トン) 1台 ダンプカー(2トン) 1台 精米機(180kg/hr) 1台 色彩選別機(200kg/hr) 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営主体	12 養豚単一型 [従事者 3人] <経営概要> ・養豚の一貫経営 ・優良な系統の豚を飼養 ・家畜排せつ物は適正に処理 ・水田は土地利用型農家などに委託 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	<作付面積> 養豚（母豚） 140 頭	<資本装備> 繁殖分娩豚舎 1 棟 肉豚舎 1 棟 密閉縦型発酵装置 2 基 浄化槽 1 基 堆肥舎 1 棟 ショベルローダー 1 台 給餌器（子豚）47 台 給餌器（肉豚）110 台 自動給餌システム 6 台 ガスブルーダー 63 台 高圧洗浄機 4 台 スクリーコンベア 2 基 トラック（2トン） 2 台 軽トラック 2 台

[組織経営体]

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織経営主体	13 土地利用型② （水稲＋大豆） [従事者 8人] <経営概要> ・コシヒカリの半分を直播栽培し収穫期を分散。一部を輸出 ・コスト低減のため、加工用米は多収性品種を導入 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	<作付面積> 主食用米 70.0ha 加工用米 10.0ha 大豆 20.0ha <経営面積> 借地 100.0ha <水稲品種構成> コシヒカリ 42.0ha その他品種 38.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫（90 坪）1 棟 パイプハウス（260 坪）1 棟 トラクター（60ps）2 台 トラクター（30ps）1 台 乗用田植機（8 条）2 台 水稲直播アタッチメント（8 条）1 台 水田乗用施肥機 1 台 コンバイン（6 条）2 台 フォークリフト（1.5 トン）1 台 トラック（1 トン）1 台 軽トラック 3 台 乾燥機（45 石）4 台 精米機（180kg/hr）1 台 色彩選別機（200kg/hr）1 台 ブームスプレイヤー 1 台 大豆コンバイン 1 台 ドローン 1 台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組	14 土地利用型③ (水稲＋加工野菜) [従事者 5人]	＜作付面積＞ 主食用米 36.0ha 加工用米 8.0ha 加工たまねぎ 8.0ha 加工キャベツ 8.0ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（90坪）1棟 パイプハウス（360坪）1棟 堆肥盤（22坪）1基 トラクター（60ps）1台 トラクター（30ps）1台 乗用田植機（8条）2台 コンバイン（5条）2台 フォークリフト（1.5トン）1台 乾燥機（45石）4台 トラック（1トン）1台 軽トラック 2台 精米機（180kg/hr）1台 色彩選別機（200kg/hr）1台 全自動定植機（4条）1台（4戸共有） オニオンハーベスター 1台（4戸共有） キャベツ収穫機 1台（4戸共有） マニユアスプレッダー 1台（4戸共有）
織	＜経営概要＞ ・2年3作体系を含む土	＜経営面積＞ 60.0ha 借地 60.0ha	
経	土地利用型農業 ・加工用米は多収性品種を導入 ・加工野菜の機械は4経営体で共同利用 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜水稻品種構成＞ コシヒカリ 21.0ha その他品種 23.0ha	
営	15 露地野菜複合型③ (水稲＋露地野菜) [従事者 5人]	＜作付面積＞ 主食用米 29.0ha 加工用米 5.0ha えだまめ 6.0ha さといも 1.0ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（90坪）1棟 パイプハウス（230坪）1棟 堆肥盤（22坪）1基 トラクター（60ps）1台 トラクター（30ps）1台 乗用田植機（8条）2台 コンバイン（5条）2台 フォークリフト（1.5トン）1台 乾燥機（45石）4台 トラック（1トン）1台 軽トラック 2台 精米機（180kg/hr）1台 色彩選別機（200kg/hr）1台 さといも掘り取り機 1台
体	＜経営概要＞ ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜経営面積＞ 41.0ha 借地 41.0ha	
		＜水稻品種構成＞ コシヒカリ 17.0ha その他品種 17.0ha	

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組	16 施設野菜複合型③ (水稲＋施設野菜) [従事者 5人]	<作付面積> 主食用米 24.0ha 加工用米 10.0ha トマト 0.4ha きゅうり 0.4ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 パイプハウス (230坪) 1棟 鉄骨ハウス (環境制御) (300坪) 4棟 トラクター (60ps) 1台 乗用田植機 (8条) 2台 コンバイン (5条) 2台 フォークリフト (1.5トン) 1台
織	<経営概要> ・施設野菜は環境制御、 半促成・抑制栽培 ・機械・施設は、コスト 低減のため耐用年数を 4割程度延長	<経営面積> 34.4ha 借地 34.4ha <水稲品種構成> コシヒカリ 12.0ha その他品種 22.0ha	乾燥機 (45石) 4台 トラック (1トン) 1台 軽トラック 2台 精米機 (180kg/hr) 1台 色彩選別機 (200kg/hr) 1台
経			
営	17 果樹単一型② (観光果樹園) [従事者 4人]	<作付面積> 無加温ハウス巨峰 0.6ha 露地ぶどう 0.4ha 日本なし 0.8ha 西洋なし 0.3ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 (35坪) 1棟 パイプハウス (60a) 1棟 果樹棚 1台 かん水施設 1基 堆肥盤 (22坪) 1基 防風施設 1基
体	<経営概要> ・果樹の観光果樹園、全 量直売経営 ・日本なしは、幸水・豊 水・あきづき・新高・新 興、西洋なしは、ル レ クチエを栽培 ・機械・施設は、コスト 低減のため耐用年数を 4割程度延長	<経営面積> 2.1ha 自作地 1.7ha 借地 0.4ha	トラクター (30ps) 1台 軽トラック 1台 チッパー 1台 ミニバックホー 1台 ロボット草刈り機 1台 スピードプレイヤー 1台 ロータリーモアー 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組	18 農産加工複合型 (水稲＋農産加工) [従事者 5人]	＜作付面積＞ 主食用米 23.0ha 加工用米 10.0ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（120坪）1棟 パイプハウス（230坪）1棟 加工施設 1棟
織	＜経営概要＞ ・農産加工は、もちとおこわで直接販売と卸販売に取り組む ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜経営面積＞ 33.0ha 借地 33.0ha もち加工所 1か所	トラクター（60ps）1台 トラクター（30ps）1台 乗用田植機（8条）1台 乗用田植機（6条）1台 コンバイン（5条）1台 コンバイン（4条）1台 フォークリフト（1.5トン）1台 乾燥機（45石）4台 トラック（1トン）1台 軽トラック 2台 精米機（180kg/hr）1台 色彩選別機（200kg/hr）1台 自動餅つき機 1台 のし餅成型機 1台 冷蔵庫（3坪）1台 角切りカッター 1台
経		＜水稻品種構成＞ コシヒカリ 15.0ha その他品種 18.0ha	
営	19 6次産業化型 (水稲＋農家レストラン・直売所) [従事者 6人]	＜作付面積＞ 主食用米 23.0ha 加工用米 10.0ha	＜資本装備＞ 作業場兼格納庫（90坪）1棟 パイプハウス（230坪）1棟 レストラン・直売所 1棟
体	＜経営概要＞ ・水稲のうちコシヒカリは5割を作付 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	＜経営面積＞ 33.0ha 借地 33.0ha レストラン・直売所 1か所	トラクター（60ps）1台 トラクター（30ps）1台 乗用田植機（8条）1台 乗用田植機（6条）1台 コンバイン（5条）1台 コンバイン（4条）1台 フォークリフト（1.5トン）1台 乾燥機（45石）4台 トラック（1トン）1台 軽トラック 2台 精米機（180kg/hr）1台 色彩選別機（200kg/hr）1台
		＜水稻品種構成＞ コシヒカリ 14.0ha その他品種 19.0ha	

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

区 分	内 容
経営管理の方法	ア 経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実践 イ 家計部門を明確に区分した上で、パソコン等を活用し、農業部門のみで合理的・経済的な経営管理を行い、複式簿記・青色申告を実施 ウ 経営企画力の向上等により、経営管理の熟度を高め法人経営へ移行 エ 経営管理に関する専門家の活用や研修等への積極的な参加
農業従事の態様	ア 家族経営協定の締結による就業環境等の整備 イ 給料制・休日制の導入、社会保険への加入など、雇用者等の福利厚生向上 ウ 農業従事者の労働負担の軽減を図るため、地域の労働力調整システム（農業協同組合による労働力調整システムやヘルパー等）を活用 エ 農作業環境、作業方法の改善

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- 1 将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- 2 ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性及び収益性が高く、効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代を担う人材や、中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」の達成に向けて、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域農業の核となる担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、将来展望を持って経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業法人へ就業）しようとする青年等について、市内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応や情報

の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域等における受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を行う。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農する者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

2 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入できる相談機能の一層の充実、先進的な法人での実践的な研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の4（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農業普及指導センター、農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら取組を実施する。具体的には、アグリパーク等の施設を活用し、生産者との交流の場を設けるほか、農業体験ができる仕組みをつくることなど、農業に関する知見を広められるようにする。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況を共有するとともに、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、各区農政担当課によるサポート体制を整え、関係機関と共に、相談から就農定着まできめ細やかに支援するとともに、必要に応じて、地域計画の話し合いの場への参加や地域計画の変更等の措置を講じることで、地域農業の担い手として育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業普及指導センターによる４Ｈクラブや、青年新規就農者ネットワークへの加入促進、農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等によるきめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国、新潟県及び本市の新規就農関連事業の活用などにより経営力を高め、確実な定着を推進する。さらに、定着後は農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者に誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

以下の表５のとおり、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(表５)

取組事項	関係機関
就農に向けた情報提供及び就農相談	アグリパーク、農業経営・就農支援センター
技術や経営ノウハウの習得	新潟県農業大学校等
就農後の営農指導等フォローアップ	農業普及指導センター、農業協同組合、認定農業者、指導農業士等
農地の確保	農業委員会、農地中間管理機構等

(4) 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、関係機関等と連携して、作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、共有する。

また、経営の移譲を希望する農業者の後継者確保のため、関係機関等と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、共有する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、必要なサポートを行う。

第４ 農用地の利用の集積等に関する事項

１ 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

水田農業が主である地域においては、近年、組織化・法人化が推進され認定農業者等、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。しかし、農地が広範囲に分散しているため効率的な営農が図られていない。

畑作農業が主である砂丘地域等においては、農産物価格の低迷や高齢化等により、担い手不足が深刻化している。これらの要因により農地の集積・集約化が停滞し農地の遊休化が懸念されている。

樹園地においても同様に、農産物価格の低迷、高齢化等により担い手不足が深刻化している。また、個々の農家の仕立て方等の違いにより農地の集積・集約化が進まず、今後、樹園地の遊休化が危惧される。

(2) 今後の見通し

水田農業が主である地域においては、担い手の高齢化等により、法人等の担い手への農地集積が進むものと推測される。今後は広範囲に散在する担い手の農地を、地域計画に基づき農地中間管理事業を活用して農地を集約化し、効率のよい水田農業を目指す。

畑作農業が主である砂丘地域においては、遊休農地が増加するものと推測される。今後は、地域計画に基づき農地中間管理事業を活用することにより、農地の集積・集約化を推進し、地域内外の担い手等が規模拡大や新規参入しやすい条件を整える。

樹園地においては、地域計画に基づき農地中間管理事業を活用し、樹園地が遊休農地化する前に地域内外の担い手に引き継がれるよう積極的に事業展開を図る。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

(目標年次 令和 16 年度)

耕地面積の 85%程度 (農地集積面積 28,000ha 程度)

(注) 集積目標には、基幹的農作業受託(耕起、代かき、田植え、防除、収穫、調製等の3作業以上実施)の面積等を含む

○ 農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への農地集積を進めるとともに、面的集積(集約化)の割合を高める。

○ 育成すべき経営体数に関する目標 (目標年次 令和 12 年度)

経営体	1,600
(内訳) 個別経営体	1,500
組織経営体	100

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対し、地域計画に基づいた農用地の利用集積を推進するために、本市は、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性等を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農作業の受委託を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 地域計画推進事業に関する事項

- (1) 協議の場の開催時期は、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。また、開催にあたっては、本市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の会合などを活用して周知を図る。
- (2) 協議の場の参加者は、農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者とする。また、協議の場においては、地域農業にとって重要な役割を果たす、集団的に存在する農用地で一定の規模以上のもの等について、出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。
- (3) 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を、各区農政担当課に設置する。
- (4) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。その上で、様々な努力を払っても、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、保全等を図るための対応を行う。
- (5) 本市は、地域計画の変更に当たって、新潟県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域に関係する農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を促すため、地域に関係する農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置

を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 6－1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

３ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進等に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地を適切に管理し、将来的に引き継ぐことが重要である。農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供や農作

業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の変更に向けた協議において農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 4 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は小杉地区（江南区）他 10 地区で実施している県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2、第 2 の 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画と共有する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係機関が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

附 則（平成 18 年新潟市公告第 503 号）

この構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（平成 21 年新潟市公告第 270 号）

この構想は、平成 21 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 22 年新潟市公告第 257 号）

この構想は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年新潟市公告第 482 号）

この構想は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（令和 3 年新潟市公告第 481 号）

この構想は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（令和 5 年新潟市公告第 480 号）

この構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

附 則（令和 7 年新潟市公告第 476 号）

この構想は、令和 7 年 9 月 30 日から施行する。

附 則（令和 8 年新潟市公告第 号）

この構想は、令和 8 年 月 日から施行する。